



## 宮崎税務会計事務所

熊本市中央区新大江1丁目15番4号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com/>

師走の候、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

アベノミクス一色となった 2013 年。「大胆な金融緩和」「機動的な財政出動」「成長戦略」が「3本の矢」として有名になりました。長く続いたデフレ脱却へ大きく舵を取ったエポックメイキングな1年となったのではないのでしょうか。しかし、本当に「デフレ脱却」を確かなものにできるかは、まさに 2014 年にかかっています。特に「成長戦略」の議論がなかなか前に進んでいない点が気懸りです。

ところで、当事務所は今年4月に「経営革新等支援機関」として九州財務局・九州経済産業局より認定を受けました。これは当事務所が多くを経営課題を抱える中小企業に対してきめ細かく支援できる優れた能力を持った担い手として認定されたもので、今後必ず皆様の支援に役立つと確信しております。お気軽に担当者まで御相談下さい。

今年は「くまモン」が熊本や日本だけでなく世界で活躍し、また阿蘇が「世界農業遺産」に認定されました。熊本経済も来年はもっともっと元気になってほしいものです。

12月に入り、厳しい寒さが続いておりますが、来年も職員一同、全力で皆様方の発展・繁栄の為に努力していく所存ですので、本年同様よろしく願いいたします。

所長 宮崎 信一郎



- 平成 26 年税制改正大綱
- 年末調整と所得税の改正点
- 年末のご挨拶
- 事務所からのお知らせ



# 平成 26 年度税制改正大綱 主な改正点について



自民・公明両党は 12 月 12 日、平成 26 年度税制改正大綱を決定しました。これは、平成 26 年 4 月 1 日以後の消費税率 8% 引き上げに向けて長年のデフレ脱却への措置を盛り込んでいます。

なお、最後まで焦点となっていた前年度大綱における「消費税率 10% 引き上げ時に軽減税率の導入を目指す」事を巡っては、与党協議の結果、「税率 10% 時に導入する」ことで決着、平成 26 年 12 月までに具体的な制度設計を検討し、結論を得ることとなりました。

主な改正内容については以下の通りです。

## 法人税関係



● 資本金 1 億円超の法人の飲食ための支出(社内接待費を除く)については、50% の損金算入を可能とする。一方、中小法人については、飲食費の 50% が定額控除額(800 万円)の有利な方を選べる選択制とし、損金算入の特例の適用期限を 2 年延長とする。

● 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置については適用期限を 2 年延長する。

● 復興特別法人税の課税期間を 1 年前倒して廃止する。なお、法人に課される復興特別法人税の法人税からの控除について、復興特別法人税の課税期間終了後、法人が各事業年度において利子及び配当等に課される所得税の額と合わせて、各事業年度の法人税の額から控除する。この場合に復興特別法人税の額で法人税の額から控除しきれなかった金額があるときは、その金額を還付する。



## 所得税関係

● 給与所得控除については、給与所得者の必要経費(勤務関係経費と考えられる支出額)が主要国の水準に比べ過大で、水準の適正化が必要なため、控除の上限額が適用される給与収入 1,500 万円(控除額 245 万円)を以下のとおり漸次引き下げる。

平成 28 年分より 1,200 万円超	⇒	控除額 230 万円
平成 29 年分より 1,000 万円超	⇒	控除額 220 万円

●NISA(少額投資非課税制度)口座開設等の柔軟化として、1年単位で口座を開設する金融機関の変更と、口座を廃止した場合に翌年以降の再開設を認める。

●譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味・娯楽・保養または鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を追加する。適用時期は平成26年4月1日以後に行う資産の譲渡等より。

## 消費税関係



●平成26年度税制改正大綱では、軽減税率を、必要な財源を確保しつつ関係事業者を含む国民の理解を得たうえで、税率10%引き上げ時に導入すると明記した。ただし、引上げと同時か10%期間中かは定かではない。また、対象品目や区分経理等の制度設計の詳細内容については検討中で、平成26年12月までに結論を得て与党税制大綱を決定するとしている。

●消費税の簡易課税制度のみなし仕入れ率の実態調査を踏まえ、以下のように仕入れ率が変更された。

	現行の仕入れ率	変更後の仕入れ率
金融業及び保険業	60%	50%
不動産業	50%	40%

平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用する。

また、みなし仕入れ率の区分は現行では5区分だったが、第1種事業(90%)から第6種事業(40%)までの6事業区分となる。

## 相続税・贈与税関係

●個人が持分のある医療法人の持分を相続または遺贈により取得した場合に、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人(仮称)であるときは、担保の提供を条件に持分に係る課税価格に対応する相続税額については移行計画(仮称)の期間まで納税を猶予等する。贈与税の場合も同じ。





## 平成 25 年分年末調整及び所得税の改正点



### 1. 復興特別所得税を源泉徴収することとされました

平成 23 年 12 月 2 日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までのあいだに生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

注：租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

### 2. 給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額については、245 万円の定額とすることとされました

この改正は、平成 25 年分以後の所得税について適用されます。

【給与所得控除額(給与等の収入金額が 1,000 万円超の場合)】

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,000 万円超 1,500 万円以下	給与等の 収入金額×5%+170 万円	給与等の 収入金額×5%+170 万円
1,500 万円超		245 万円

※ 色のついている部分が改正された項目です。

注：上記の改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表(月額表・日額表)」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」及び「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。これらの改正は、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等について適用されます。



### 3.特定の役員に対する退職手当等に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除額を控除した残額を2分の1する措置が廃止されました

これにより、特定役員退職手当等に係る退職所得の金額は、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額となります。

注1：「特定役員退職手当等」とは、役員等勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職手当のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払いを受けるものをいいます。

注2：「役員等勤続年数」は、例えば、退職手当等の支払を受ける人がその支払者の下において退職の日まで引き続き勤務した場合には、その引き続き勤務した期間のうち、役員等(下に掲げる人をいいます)として勤務した期間をいいます。(役員等として勤務した期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げます)

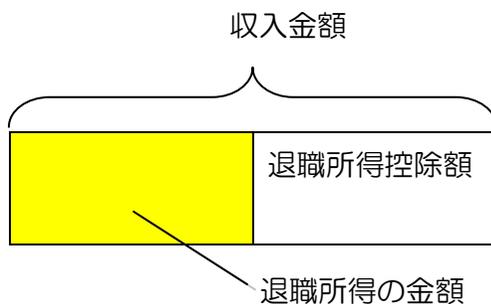
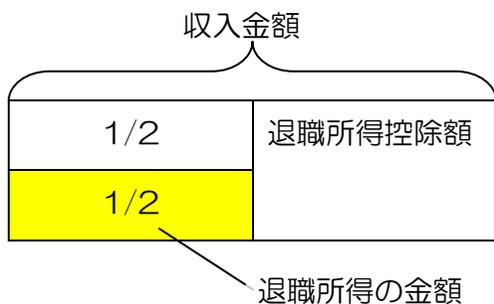
- イ. 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者
- ロ. 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ハ. 国家公務員及び地方公務員



#### 【退職所得の金額】

○一般の退職手当等の場合

○特定役員退職手当等の場合



この改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます。



## 経営ワンポイント情報

### 税務調査の現場ではいま「メール調査」が主流に？



メール調査とは、税務調査に入った企業のパソコンから怪しいメール情報を抜き出して、申告漏れ等の端緒を掴む調査のことです。電子帳簿保存法を根拠とした足場の固い調査手法で、近年の税務調査では欠かせない存在となっています。

調査にあたっては、まず必要な情報を抽出するため「売上」「仕入」「棚卸」「現金」「調整」「口座」「決算」「報告」「利益」「税務」そのほか注文方法や店舗名、得意先名などをキーワードとして絞り込んだメールを一つ一つ検討し、受注確認メールでは、振込先に簿外預金口座が記載されたものはないか、仕入発注メールでは除外された売上に対応するものはないかなどを見ていきます。

会社のメールから把握できる情報は多岐にわたり、かなりの情報が詰まっていることから、メール調査を足がかりとして大きな不正が見つかるケースは少なくありません。

例えば、電子メールから仕入先を利用した架空仕入や架空給与が発覚した事例があります。架空仕入は帳簿上では読み取れなくても、電子メールのやり取りからその事実を把握できるケースが多く、特に、決算の動向を見ながら在庫を棚卸から除外する手口は常に不正パターンの上位に入っています。

また、メール調査に国境はないため、海外支店や海外の取引先とのメールのやり取りも把握することができます。近年、中小企業の海外進出が進む一方、海外取引を利用した不正も増加傾向にあり、メール調査は、経済活動の国際化にも対応できる有力な調査手法といえますね。

この秋からの税務調査シーズンでも、メール調査は盛んに行われています。くれぐれも業務用メールの管理にはご注意ください。



★ ★ ★ ★ 年末のご挨拶 ★ ★ ★ ★

今年一年お世話になりました。今年 11 月頃から足腰を鍛えるため、トレッキングを始めました。来年はたくさんさんの山々を登りたいと思います。来年もよろしくお願ひします。

坪久田

今年もお世話になりました。  
“光陰、矢の如し”

私にとって重みを感じる言葉の一つです。貴重な時間を大切に使用したいものです。来年もよろしくお願ひします。

山口

最近あるお客様のところで壁に貼ってあった誰かの名言に心打たれました。

来年も思う存分頑張りますのでどうぞよろしくお願ひします。 伊藤

健康が一番の幸せと感じた一年でした。

来年は体のメンテナンスを色々な方法で試してみようと思います。

明瀬

子供が成長するにつれ、体を動かす機会も多くなりました。

ケガと体調管理に気を付けて楽しい一年にしたいと思います。

三浦

事務所に入り一年が過ぎました。初心を忘れず頑張りたいと思います。

渡邊

来年もより一層の努力で(特に脳トレ)頑張ります。

松山

あっという間に過ぎた一年でした。

来年は公私ともにパワフルに行動できるよう頑張りたいと思います。

中村

昨年に比べ今年は自分の時間が少し持てたように思います。

来年は何か新たな事にチャレンジしたいです。

岩坪



## お知らせ



### 年末調整のお願い

年末調整資料の早期ご提出にご協力をお願い致します。

※記入の仕方や疑問がお有りの方は当事務所までお問い合わせください。



### 確定申告のご案内

事務所は、お客様の利益を守ることを基本理念とし、確定申告3つのキーワード

『より早く』『より正確』『より節税』を目指して取り組んでおります。

節税検討が出来るよう、早めの資料準備を皆様にお願ひ致します。

また、ご不明点がございましたら、担当者へご相談下さい。



### 秋のキャンペーンの御礼

前号でご案内いたしました、「秋のお客様紹介キャンペーン」では、皆様のご協力を頂きありがとうございました。職員一同、深く感謝しております。

引き続き、ご協力をお願い致します。



### 営業日のご案内

年末年始の営業日は、下記の通りです。

年内	→	12月28日(土)	午前中
年始	→	1月6日(月)	通常営業



～編集後記～

今年最後のTM情報はいかがでしたでしょうか？

ウイルス性の胃腸炎やインフルエンザが流行しています。体調管理にお気を付けて良い新年をお迎えください。



渡邊